

令和4年7月14日
内閣官房・内閣府

安倍元総理大臣の葬儀の形式について

1 過去の例

安倍元総理と同じく大勲位菊花大綬章頸飾を授かったのは、吉田茂、佐藤栄作、中曽根康弘の3名。それぞれ、吉田茂＝国葬儀、佐藤栄作＝国民葬儀、中曽根康弘＝内閣・自由民主党合同葬儀の形式で実施。

このほか、政府が関与した葬儀は8例あり、三木武夫＝衆議院・内閣合同葬（衆議院議員在職50年で衆議院葬の資格あり）、ほかの7例（大平・岸・福田・小淵・鈴木・橋本・宮澤）は内閣・自由民主党合同葬で実施された。

※海部元総理のように、ご遺族のご意向により辞退されたケースもある。

2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
 - ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
 - ③ 国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと
- から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能。

※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われている。

3 安倍元総理の場合

令和4年7月8日に逝去された安倍元総理については、

- ① 憲政史上最長となる8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために、内閣総理大臣の重責を担ったこと
- ② 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残され、国際社会における評価も高いこと
- ③ こうした評価もあり、外国首脳を含む国際社会から極めて多くの弔意が寄せられていること
- ④ 民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国民の間に哀悼・追悼の意が広がっていること

に鑑み、国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる。